

住民票の写し ・ 印鑑登録証明書 ・ 戸籍の証明等の交付申請について

※住民票の写し ・ 戸籍の証明等の請求には本人確認資料が必要です。身分証明書の提示をお願いします。

※法人等による請求の場合、法人等の代表者印の押印が必要です。

※請求の内容によっては、証明書の発行をお断りする場合があります。偽りやその他不正な手段により交付を受けたときは、三十万円以下（戸籍法第133条・住民基本台帳法47条）の罰金が科せられます。

住民票の写しについて

- 代理人が請求する場合は、代理権限がわかる書類（委任状など）が必要です。
- 第三者（＝住民票に記載されている本人・同一世帯員以外）が請求できるのは、住民票の記載事項を利用する正当な理由があると判断できる場合のみです。そのため、請求の理由を詳細に記入し、権限のわかる書類をご提示ください。

請求理由	_____

	<input type="checkbox"/> 権利の行使、義務の履行のため <input type="checkbox"/> 国又は地方公共団体の機関に提出するため

印鑑登録証明書について

- 運転免許証や実印を持参されても発行できません。（紛失したときは、改めて登録手続きが必要です。）

戸籍の証明等について

- 戸籍の証明等の請求者が戸籍に記載されている本人、配偶者（夫又は妻）、直系尊族（父母又は祖父母）、直系卑属（子又は孫）以外の方が請求できるのは、戸籍の記載事項を利用する正当な理由があると判断できる場合のみです。そのため、請求の理由を詳細に記入し、権限のわかる書類をご提示ください。

請求理由	_____

	<input type="checkbox"/> 権利の行使、義務の履行のため <input type="checkbox"/> 国又は地方公共団体の機関に提出するため

事務処理欄	外国人選択項目 <input type="checkbox"/> 30条45規定区分 <input type="checkbox"/> 在留資格等 <input type="checkbox"/> 在留カード番号 <input type="checkbox"/> 通称に関する事項 （聴聞例）本籍 ・ 家族構成
-------	---